

平成19年3月28日

18練都建第778号制定

平成29年3月1日28練都建第777号全部改正

令和8年3月11日7練都東第777号全部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区耐震改修促進計画に基づき、練馬区の区域内（以下「区内」という。）の建築物の地震に対する安全性の向上を図り、区民の生命、身体および財産の保護を図るため、建築物の所有者が耐震診断、実施設計、建替え設計、耐震改修工事、除却工事、建替え工事および簡易補強工事（以下「耐震改修工事等」という。）を実施するに当たり、これらに要する費用の一部を助成することにより、建築物の耐震化を促進し、もって災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）および社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号）16―(12)住宅・建築物安全ストック形成事業（以下「社会資本整備総合交付金交付要綱」という。）に定めるところによるほか、つぎに定めるところによる。

- (1) 耐震化促進事業 この要綱に基づき実施する、耐震改修工事等に関する助成事業をいう。
- (2) 耐震化基準 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月26日国土交通省告示第184号）」別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（以下「技術的な指針」という。）第1に規定する構造耐震指標が、つぎに掲げる要件を満足することをいう。
 - ア 木造の場合 構造耐震指標 I_w 値が1.0相当以上であること。
 - イ 非木造の場合 構造耐震指標 I_s 値が0.6相当以上であること。
- (3) 簡易補強基準 技術的な指針第1に規定する構造耐震指標 I_w 値が0.7相当以上を満たすことをいう。
- (4) 耐震診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する一級建築士または二級建築士の資格を有する者であって、次号に規定する耐震診断に従事する者をいう。

- (5) 耐震診断 区長が別に定める練馬区耐震診断仕様書に基づき、耐震診断士が建築物の耐震性を判定することをいう。
- (6) 実施設計 区長が別に定める練馬区耐震改修実施設計および補強計画仕様書に基づき、耐震化基準を満たすための必要な設計をいう。
- (7) 工事監理 耐震改修工事の工事監理をいう。
- (8) 建替え設計 耐震診断に基づき、耐震化基準に満たないと判定された建築物を解体し、建築物を新たに建築するための必要な設計をいう。
- (9) 補強計画 区長が別に定める練馬区耐震改修実施設計および補強計画仕様書に基づき、簡易補強基準を満たすための必要な設計をいう。
- (10) 耐震改修工事 区長が別に定める練馬区耐震改修工事および簡易補強工事仕様書に基づき、耐震化基準を満たすための必要な工事をいう。
- (11) 耐震改修工事（総合支援） 実施設計または工事監理ならびに耐震改修工事をいう。
- (12) 除却工事 耐震診断に基づき、耐震化基準に満たないと判定された建築物を除却する工事をいう。
- (13) 建替え工事 耐震診断に基づき、耐震化基準に満たないと判定された建築物を解体し、建築物を新築する工事をいう。
- (14) 簡易補強工事 区長が別に定める練馬区耐震改修工事および簡易補強工事仕様書に基づき、簡易補強基準を満たすための必要な工事をいう。
- (15) 緊急輸送道路 東京都耐震改修促進計画において、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として指定された道路をいう。
- (16) 緊急輸送道路沿道建築物 つぎの要件を全て満たす建築物をいう。
 - ア 建築敷地が緊急輸送道路に接するものであること。
 - イ 建築物の高さが、当該建築物のそれぞれの部分から緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、つぎに掲げる当該緊急輸送道路の幅員に応じ、それぞれに定める距離を加えたものに相当する高さを超えるものであること。
 - (ア) 12メートル以下の場合、6メートル
 - (イ) 12メートルを超える場合、緊急輸送道路の幅員の2分の1に相当する距離
- (17) 耐震化指針 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「耐震化推進条例」という。）第6条第1項に規定する耐震化指針をいう。

- (18) 特定緊急輸送道路 緊急輸送道路のうち、耐震化推進条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路をいう。
- (19) 一般緊急輸送道路 緊急輸送道路のうち、特定緊急輸送道路以外の道路をいう。
- (20) 特定緊急輸送道路沿道建築物 特定緊急輸送道路に係る緊急輸送道路沿道建築物をいう。
- (21) 一般緊急輸送道路沿道建築物 一般緊急輸送道路に係る緊急輸送道路沿道建築物をいう。
- (22) 地域輸送道路 練馬区耐震改修促進計画に位置付けられた地域輸送道路をいう。
- (23) 地域輸送道路沿道建築物 つぎの要件を全て満たす建築物をいう。
- ア 建築敷地が地域輸送道路に接するものであること。
- イ 建築物の高さが、当該建築物のそれぞれの部分から地域輸送道路の境界線までの水平距離に、つぎに掲げる当該地域輸送道路の幅員に応じ、それぞれに定める距離を加えたものに相当する高さを超えるものであること。
- (ア) 12メートル以下の場合、6メートル
- (イ) 12メートルを超える場合、地域輸送道路の幅員の2分の1に相当する距離
- (24) 住宅 一戸建ての住宅（以下「戸建住宅」という。）、長屋および共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。ただし、寄宿舍、下宿および次号に掲げる分譲マンションを除く。
- (25) 分譲マンション つぎの要件を全て満たす建築物をいう。
- ア 地階を除く階数が3以上で、耐火建築物または準耐火建築物であること。
- イ 住居としての用途に供する部分を有し、2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）がいること。
- ウ 店舗等を含む複合用途建築物については、店舗等の用に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1未満であること。
- (26) 災害時医療機関等 練馬区地域防災計画に位置付けられる災害時医療機関および災害時医療機関に含まれない透析対応医療機関をいう。
- (27) 特定建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物のうち、同条第1号に掲げるものをいう。

- (28) その他建築物 第16号および第24号から前号までに該当しない建築物をいう。
- (29) 民間建築物 第24号から前号までに該当する建築物をいう。
- (30) 防災まちづくり事業実施地区 練馬区防災まちづくり事業実施要綱（令和2年3月6日1練都推第10274号）第2条第4号に規定する地区をいう。
- (31) 設計図書 建築物の建築工事实施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）および仕様書をいう。
- (32) 計画の認定等 耐震改修促進法第17条第3項に規定する計画の認定または区長が耐震関係規定の適合性を判定する知識と能力を有すると認めた者による技術的評価をいう（木造評定建築物において第18条第5項に規定する耐震計画評定結果報告書（適合）を取得する場合を含む。）。
- (33) 木造評定建築物 木造2階建て以下の緊急輸送道路沿道建築物または民間建築物をいう。
- (34) 感震ブレーカー 地震発生時に、住宅内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための機器のうち、つぎの要件を全て満たすものをいう。

ア 分電盤タイプ

イ 一般社団法人日本配線システム工業会において感震機能付住宅用分電盤認定制度による認証マークのあるもの

- (35) 耐火建築物等 建築基準法第53条第3項第1号イに規定する建築物をいう。

- (36) 障害者等居住住宅 つぎに掲げる者が居住する住宅をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定または要支援認定を受けている者

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

ウ 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）に基づき愛の手帳の交付を受けている者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

（事業者の情報提供）

第3条 区長は、耐震改修工事等を実施する事業者について、つぎに掲げる事項を実施することにより、区民に対して情報提供を行うものとする。

- (1) 耐震改修工事に係る講習会を実施し、当該講習会を受講した区内の工事施工事業

者を一覧に掲載し、公表する。

- (2) 練馬区民間建築物耐震化支援事業実施要綱（平成21年3月31日20練都建第1464号）第2条第1項第5号に定めるアドバイザーについて情報提供する。

第2章 耐震化促進事業

第1節 通則

（実施する助成事業）

第4条 耐震化促進事業は、建築物の種類ごとに、つぎに掲げる助成金（以下「耐震化促進事業助成金」という。）を交付するものとする。

- (1) 耐震診断の経費に係る助成金（以下「耐震診断助成金」という。）
- (2) 実施設計の経費に係る助成金（以下「実施設計助成金」という。）
- (3) 建替え設計の経費に係る助成金（以下「建替え設計助成金」という。）
- (4) 耐震改修工事の経費に係る助成金（以下「耐震改修工事助成金」という。）
- (5) 耐震改修工事（総合支援）の経費に係る助成金（以下「耐震改修工事助成金（総合支援）」という。）
- (6) 除却工事の経費に係る助成金（以下「除却工事助成金」という。）
- (7) 建替え工事の経費に係る助成金（以下「建替え工事助成金」という。）
- (8) 簡易補強工事の経費に係る助成金（以下「簡易補強工事助成金」という。）

（対象建築物）

第5条 耐震化促進事業の対象となる建築物は、つぎに掲げる要件を全て満たさなければならない。ただし、区長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 練馬区内にあること。
- (2) 緊急輸送道路沿道建築物または民間建築物に該当するものであること。
- (3) 建築基準法および関係法令に関し、適法な状態である建築物または重大な違反がある建築物であって、その違反が工事の際に解消されると区長が認めるものであること。ただし、つぎに掲げる助成事業については、この限りでない。

ア 耐震診断

イ 住宅における簡易補強工事

- (4) つぎのアまたはイのいずれかに該当するもの

ア 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物であること。ただし、同年6月1日以後に増築されたもので、当該増築した部分の床面積が、当該建築物の延べ面積の2分の1以上であるものを除く。

イ 耐震診断助成金、実施設計助成金、耐震改修工事助成金または耐震改修工事助成金（総合支援）の交付を受けるもので、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに新築または増築の工事に着手した建築物（平屋建てまたは2階建ての在来軸組工法の木造の住宅（基礎はコンクリート造）に限る。）であること。ただし、当該建築物において平成12年6月1日以後に増築されたもので、当該増築した部分の床面積が、当該建築物の延べ面積の2分の1以上であるものを除く。

- (5) 対象費用について他の耐震化関連補助金等の交付を受ける事業ではないこと。
- (6) この要綱による助成金の交付を受けた建築物でないこと。
- (7) 緊急輸送道路沿道建築物については、耐震化指針に適合する事業であること。
- (8) 令和13年3月31日までに第22条第3項に規定する助成金の交付を受けること。ただし、第10条第2項の規定による全体設計の承認または第11条第1項の規定による全体設計の変更承認を受けたものを除く。
- (9) 別表4に規定する住宅（D区分）および住宅（E区分）については、前号の規定にかかわらず、令和10年3月31日までに第22条第3項に規定する助成金の交付を受けること。

2 耐震診断助成金の対象となる建築物は、前項に規定する要件に加え、特定緊急輸送道路沿道建築物に該当しないこと。

3 実施設計助成金の対象となる建築物は、第1項に規定する要件のほか、つぎに掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) その他建築物に該当しないこと。
- (2) 耐震診断を実施し、耐震化基準に満たないと判断されたものであること。
- (3) 建築基準法および関係法令に関し、重大な違反が認められる場合は、その是正を図る計画が設計と同時に行われるものであること。
- (4) 特定緊急輸送道路沿道建築物の場合は、耐震診断の診断結果について、つぎに掲げる団体により確認を受けたものまたは区長が耐震関係規定の適合性を判定する知識と能力を有すると認めた者による技術的評価を受けたものであること。

ア 一般社団法人東京都建築士事務所協会

イ 一般社団法人日本建築構造技術者協会

ウ 特定非営利活動法人耐震総合安全機構

4 建替え設計助成金の対象となる建築物は、第1項に規定する要件のほか、つぎに掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 特定緊急輸送道路沿道建築物に該当するものであること。
 - (2) 耐震診断の診断結果について、つぎに掲げる団体により確認を受けたものまたは区長が耐震関係規定の適合性を判定する知識と能力を有すると認めた者による技術的評価を受けたものであること。
 - ア 一般社団法人東京都建築士事務所協会
 - イ 一般社団法人日本建築構造技術者協会
 - ウ 特定非営利活動法人耐震総合安全機構
 - (3) 耐震診断の結果、 I_s 値が0.3相当未満の建築物であること。
 - (4) 建替え設計による建築計画について、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けること。
- 5 耐震改修工事助成金の対象となる建築物は、第1項から第3項までに規定する要件のほか、つぎに掲げる要件を全て満たさなければならない。
- (1) その他建築物に該当しないこと。
 - (2) 実施設計を実施し、かつ、計画の認定等を受けたもので耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるものであること。
 - (3) 建築基準法第2条第1項第11号に規定する工事監理者が工事監理を行うものであること。
 - (4) 建築基準法および関係法令に関し、重大な違反が認められる場合は、その是正が耐震改修工事と同時に行われるものであること。
- 6 耐震改修工事助成金（総合支援）の対象となる建築物は、第1項および第2項に規定する要件のほか、つぎに掲げる要件を全て満たさなければならない。
- (1) 住宅であること。
 - (2) 耐震診断を実施し、耐震化基準に満たないと判断されたものであること。
 - (3) 建築基準法第2条第1項第11号に規定する工事監理者が工事監理を行うものであること。
 - (4) 建築基準法および関係法令に関し、重大な違反が認められる場合は、その是正が耐震改修工事と同時に行われるものであること。
 - (5) 実施設計が完了している場合は、計画の認定等を受けたものかつ耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるものであること。
 - (6) 実施設計が完了していない場合は、実施設計を実施し、かつ、計画の認定等を受けたもので耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるものであること。

(7) この要綱による実施設計助成金の交付を受けていないこと。

7 除却工事助成金の対象となる建築物は、第1項に規定する要件のほか、つぎに掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 緊急輸送道路沿道建築物、住宅、分譲マンション、災害時医療機関等または特定建築物のいずれかに該当すること。ただし、附属建築物、建築設備、工作物等は含まないものとする。

(2) 住宅、分譲マンションまたは特定建築物の場合は、防災まちづくり事業実施地区の区域内に存する建築物であること。

(3) 耐震診断を実施し、耐震化基準に満たないと判断されたものであること。ただし、木造および鉄骨造の住宅については、この限りでない。

(4) 対象工事が防災まちづくり事業実施地区の区域内に存する建築物に係る場合にあつては、除却後に建築される建築物が、東京都建築安全条例第7条の3第2項に規定する構造の建築物とし、売買等により当該建築物の所有権を第三者に移転する場合は、当該第三者に本要件を引き継ぐものとする。

(5) 不特定多数の者の通行に供している通路の境界線からブロック塀等の工作物が突出している場合は、当該工作物を撤去すること。

(6) 過去に耐震改修工事助成金または耐震改修工事助成金（総合支援）の交付を受けていないこと。

8 建替え工事助成金の対象となる建築物は、第1項に規定する要件のほか、つぎに掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 緊急輸送道路沿道建築物、住宅、災害時医療機関等のいずれかに該当すること。ただし、附属建築物、建築設備、工作物等は含まないものとする。

(2) 住宅の場合は、防災まちづくり事業実施地区の区域内に存する建築物であること。

(3) 建替え前の建築物に耐震診断を実施し、耐震化基準に満たないと判断されたものであること。ただし、木造および鉄骨造の住宅については、この限りでない。

(4) 建替え後の建築物については、つぎに掲げる要件を全て満たすこと。

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に存するものでないこと

イ 対象工事が防災まちづくり事業実施地区の区域内に存する建築物に係る場合にあ

っては、除却後に建築される建築物が東京都建築安全条例第7条の3第2項に規定する構造の建築物であること。

ウ 住宅の場合は、社会資本整備総合交付金交付要綱による住宅（マンションを除く。）であること。

エ 住宅の場合は、設置する分電盤の全てに感震ブレーカーを設置すること。ただし、耐火建築物等については、この限りでない。

(5) 耐震化基準に満たないと判定された建築物を解体し、建築物を新築する助成対象事業が一の事業者との一の契約であること。

(6) 過去に耐震改修工事助成金または耐震改修工事助成金（総合支援）の交付を受けていないこと。

9 簡易補強工事助成金の対象となる建築物は、第1項に規定する要件のほか、つぎに掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 木造の戸建住宅であること。

(2) 技術的な指針第1に示す耐震改修前の構造耐震指標 I_w 値が0.7相当未満であること。

(3) 技術的な指針第1に示す耐震改修後の構造耐震指標 I_w 値が0.7相当以上を満足するとして、第18条第5項に規定する耐震計画評定結果報告書（適合）を取得したものであること（計画の認定等を受けた場合を含む。）。

(4) 建築基準法に基づく道路、同法第43条第2項第1号の規定に基づく道もしくは建築基準法第43条第2項第2号許可運用基準に基づく通路の境界線または東京都建築安全条例第2条に基づくすみ切りから建築物等が突出している場合は、当該境界線またはすみ切りの位置まで建築物等の後退または除却が簡易補強工事と同時に行われるものであること。

(5) 前号の道路、道および通路のいずれにも接していない敷地に存する建築物等については、簡易補強工事に当たり、交通上、安全上、防火上および衛生上の観点から、当該建築物等が接する道状の空地からの後退について区と協議すること。

(6) 防災まちづくり事業実施地区の区域内に存する建築物でないこと。

(7) 申請者の居住の用に供されている住宅であり、第三者へ売却または賃貸を目的としたものでないこと。

(助成対象者)

第6条 耐震化促進事業により助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象

者」という。)は、個人の場合は個人住民税および軽自動車税を、法人の場合は法人住民税(以下これらを「区税等」という。)を滞納していない者で、かつ、前条の要件を満たす建築物の所有者のうち、自らが当該建築物の耐震改修工事等を行う者とする。ただし、つぎに掲げるものを除く。

(1) 国、地方公共団体およびこれに準ずる団体

(2) 不動産業者または建築業者。ただし、建築物を1年以上所有している場合はこの限りではない。

2 住宅の除却工事助成金については、自らが当該建築物の除却工事を行うことが困難であると認められる場合は、当該建築物の所有者の2親等以内の親族が助成対象者となることができる。

3 住宅の建替え工事助成金については、第1項の助成対象者のほか、当該建築物の所有者の2親等以内の親族が建築物の解体、新たに建築する工事または建替え工事を行う場合は、当該親族が助成対象者となることができる。

4 対象建築物がつぎの各号に該当する場合は、助成対象者は当該各号に掲げる者とする。

(1) 分譲マンション 当該建築物の管理組合または区分所有者の代表者

(2) 共同で所有する建築物等 共有者全員によって合意された代表者

(3) マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第5条第1項に規定するマンション再生組合 マンション再生組合の代表者

(区税等を滞納していないことの確認)

第7条 前条に規定する区税等を滞納していないことの確認は、練馬区に納付している個人の場合は、区長が助成対象者の同意に基づいて区税等の納付状況を調査する方法により行うものとする。ただし、法人および練馬区以外の地方公共団体に納税している個人については、前年度に係る区税等を滞納していないことを証明する書類として、納税証明書または非課税証明書等(申請の前年度の発行が可能となる時期の前においては、申請の前々年度とする。)の写しの提出を求めることにより行うものとする。

(助成対象費用)

第8条 第4条に規定する助成金の交付の対象となる経費は、つぎに掲げる費用とする。

(1) 耐震診断の経費は、耐震診断(診断に係る必要な調査等を含む。)に直接要する費用とする。この場合において、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、当該費用に対し2,350,000円を限度

として加算することができる。ただし、住宅、特定建築物およびその他建築物は除く。

- (2) 実施設計の経費は、実施設計（設計に係る必要な調査等を含む。）に直接要する費用とする。
- (3) 建替え設計の経費は、建替え設計（設計に係る必要な調査等を含む。）に直接要する費用とする。
- (4) 耐震改修工事の経費は、耐震改修工事に直接要する費用とする。
- (5) 耐震改修工事（総合支援）の経費は、耐震改修工事（総合支援）に直接要する費用とする。
- (6) 除却工事の経費は、除却工事に直接要する費用とする。
- (7) 建替え工事の経費は、建替え工事に直接要する費用とする。
- (8) 簡易補強工事の経費は、簡易補強工事に直接要する費用とする。

2 助成対象者が法人の場合、前項の規定による費用に消費税および地方消費税（以下「消費税」という。）を含めない。ただし、つぎに掲げる者を除く。

- (1) 消費税法における納税義務者でない者
- (2) 消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない者
- (3) 簡易課税事業者である者

（助成金の額）

第9条 耐震化促進事業における助成金の額は、前条第1項各号に掲げる費用ごとに、つぎの各号に定める額とする。

- (1) 特定緊急輸送道路沿道建築物の助成金の額は、別表1に定める額とする。
- (2) 特定緊急輸送道路沿道建築物において、耐震診断の結果Is値が0.3相当未満の建築物の耐震改修工事、除却工事または建替え工事を実施する場合は、別表2に定める額を限度として別表1に定める額に加算することができる。
- (3) 一般緊急輸送道路沿道建築物の助成金の額は、別表3に定める額とする。
- (4) 民間建築物の助成金の額は、別表4に定める額とする。

2 前項の規定により算定した助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 助成金の交付額の総額は、予算で定める額を限度とする。

第2節 手続

（全体設計の承認）

第10条 耐震改修工事等が、やむを得ず複数年度にわたる場合において、その経費に係る助成金の交付を受けようとする者は、当該耐震改修工事等に係る契約の締結および事業の着手をする前に、耐震化促進事業全体設計承認申請書（第1号様式）につき掲げる書類を添えて、当該耐震改修工事等に係る事業費の総額、事業完了予定時期等について、全体設計の承認を受けなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 平面図
- (4) 工程表
- (5) 見積書
- (6) 各年度の耐震改修工事等に要する経費が確認できる書類の写し。ただし、最終年度に助成金の交付を一括で受ける場合はこの限りでない。
- (7) 助成対象者が支払う金額および時期が確認できる書類の写し
- (8) 区税等を滞納していないことを証明する書類（区長が申請する者の同意に基づいて区税等の納付状況を調査する方法によるものを除く。）の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

2 区長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うこととし、承認することを決定したときは耐震化促進事業全体設計承認書（第2号様式）により、申請者に通知しなければならない。

3 区長は、前項の承認の決定に当たり、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

4 第2項の規定により全体設計の承認を受けた者（以下この章において「被承認者」という。）は、当該承認の対象となった耐震改修工事等を取り止める場合は、速やかに区長に報告しなければならない。

5 被承認者は、全体設計の承認の内容に基づき耐震改修工事等を実施し、各年度の事業開始時に第12条に規定する交付申請を行わなければならない。

6 第2項の規定により全体設計の承認を受けた事業に係る全体設計（各年度事業）の助成金の額の算定に当たっては、全体設計（全体事業）に着手する時点における練馬区耐震化促進事業助成要綱を適用し、かつ、全体設計（全体事業）の助成対象費用をもとに算出した額に全体設計（各年度事業）の事業割合を乗じた額以内とする。ただし、助成金の額の算定に当たり別の算定によることについて区長が認める場合は、こ

の限りでない。

7 前各項の規定は、住宅およびその他建築物については適用しない。

(全体設計の変更承認)

第11条 被承認者は、前条第2項の規定による全体設計の承認後に、当該耐震改修工事等に係る事業費の総額、事業完了予定時期等を変更する場合は、速やかに耐震化促進事業全体設計変更承認申請書（第3号様式）により区長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、区長が軽微な変更であると認めた場合については、この限りでない。

2 前条第2項から第6項までの規定は、全体設計の変更承認を申請する場合に準用する。この場合において、前条第2項中「耐震化促進事業全体設計承認書（第2号様式）」とあるのは「耐震化促進事業全体設計変更承認書（第4号様式）」と読み替えるものとする。

(助成金の交付申請)

第12条 耐震化促進事業助成金の交付を受けようとする者は、耐震化促進事業助成金交付申請書（第5号様式）に、つぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 建築時期が確認できる書類（建築確認通知書、登記簿謄本、固定資産税課税明細書等）の写し
- (2) 建築物調査結果報告書（耐震診断のみの場合を除く。）
- (3) 延べ面積および敷地面積が確認できる書類（建築確認通知書、登記簿謄本、固定資産税課税明細書等）の写し
- (4) 建築物の所有者であることを証明する書類
- (5) 見積書または耐震改修工事等に要する経費が確認できる書類の写し
- (6) 区税等を滞納していないことを証明する書類（区長が申請する者の同意に基づいて区税等の納付状況を調査する方法によるものを除く。）の写し
- (7) 緊急輸送道路沿道建築物に係る助成を受ける場合は、緊急輸送道路沿道建築物に適合していることが確認できる書類
- (8) 耐震改修工事等が複数年度にわたる場合は、耐震化促進事業全体設計承認書の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

2 第1項に規定するもののほか、耐震診断助成金の交付を受けようとする者または住宅

で耐震診断助成金および実施設計助成金の交付を同時に受けようとする者は、耐震診断に従事する者が第2条第4号に規定する耐震診断士であることを確認できる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

3 第1項に規定するもののほか、実施設計助成金および建替え設計助成金の交付を受けようとする者は、つぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 耐震診断により耐震化基準に満たないと判断されたことが確認できる書類
- (2) 特定緊急輸送道路沿道建築物にあつては、第5条第3項第4号または同条第4項第2号の規定に適合していることが確認できる書類

4 第1項に規定するもののほか、耐震改修工事助成金の交付を受けようとする者は、つぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 第5条第5項第2号、同項第4号および第17条第5項の規定に適合していることが確認できる書類
- (2) 別表4備考第3項第2号の住宅に係る助成を受ける場合、住民票の写しおよび世帯全員の住民税非課税証明書の写しまたは地域輸送道路沿道建築物に適合していることが確認できる書類
- (3) 別表4備考第3項第3号の住宅に係る助成を受ける場合、住民票の写しおよび第2条第36号アからエまでに該当することがわかる書類の写し

5 第1項に規定するもののほか、耐震改修工事助成金（総合支援）の交付を受けようとする者は、つぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 耐震診断により耐震化基準に満たないと判断されたことが確認できる書類
- (2) 実施設計が完了している場合は、第5条第6項第4号および第17条第5項の規定に適合していることが確認できる書類
- (3) 別表4備考第3項第2号の住宅に係る助成を受ける場合、住民票の写しおよび世帯全員の住民税非課税証明書の写しまたは地域輸送道路沿道建築物に適合していることが確認できる書類
- (4) 別表4備考第3項第3号の住宅に係る助成を受ける場合、住民票の写しおよび第2条第36号アからエまでに該当することがわかる書類の写し

6 第1項に規定するもののほか、除却工事助成金の交付を受けようとする者は、つぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 耐震診断により耐震化基準に満たないと判断されたことが確認できる書類。ただし、木造および鉄骨造の住宅については、この限りでない。

(2) 防災まちづくり事業実施地区の区域内に存する建築物にあつては、除却工事助成金を受けて新たに建築する建築物を、東京都建築安全条例第7条の3第2項に規定する構造の建築物とすることについての同意書。ただし、防火地域内または東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定により知事が指定する区域内においては、この限りでない。

(3) 除却工事助成金の交付を当該建築物の所有者の2親等以内の親族が受けようとする場合は、つぎに掲げるいずれかの書類。

ア 建築物所有者の2親等以内の親族であることを証明する書類（戸籍謄本等）の写し

イ アに掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

7 第1項に規定するもののほか、建替え工事助成金の交付を受けようとする者は、つぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 新たな建築物の工事を行う者が確認できる書類

(2) 耐震診断により耐震化基準に満たないと判断されたことが確認できる書類。ただし、木造および鉄骨造の住宅については、この限りでない。

(3) 住宅の場合は、建替え工事助成金の交付を受けて新たに建築する建築物の条件に関する同意書

(4) 別表4備考第3項第3号の住宅に係る助成を受ける場合、第2条第36号のアからエに該当することが確認できる書類の写し

(5) 建替え工事助成金の交付を受けようとする者で、建て替えようとする建築物の所有者と新たに建築する建築物の所有者が異なる場合は、つぎに掲げるいずれかの書類

ア 建て替えようとする建築物の所有者の2親等以内の親族であることを証明する書類（戸籍謄本等）の写し

イ アに掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

8 第1項に規定するもののほか、簡易補強工事助成金の交付を受けようとする者は、つぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 第5条第9項第2号の規定に適合していることが確認できる書類

(3) 第18条第5項に規定する耐震計画評定結果報告書（適合）または計画の認定等を受けたことが確認できる書類の写し

- 9 前各項に規定する助成金の交付を受けようとする者は、次条第1項に規定する交付決定の通知を受けるまでは、当該交付決定の対象となる耐震改修工事等に係る契約の締結および事業の着手をしてはならない。ただし、第10条第2項の規定による全体設計の承認を受けた場合における、2年目以降の契約の締結または事業着手についてはこの限りでない。
- 10 第1項から第8項までの助成金の交付を受けようとする者のうち、交付を受けようとする助成金について、消費税仕入税額控除の対象となるものは、その旨を区長に報告しなければならない。
- 11 区長は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該助成金が消費税仕入税額控除の対象となると認められるときは、当該助成金を減額するものとする。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入税額控除が明らかでない場合は、この限りでない。

(助成金の交付決定および通知)

第13条 区長は、前条第1項から第8項までの規定による申請があったときは、必要な審査および調査を行い、助成金を交付することを決定したときは耐震化促進事業助成金交付決定通知書（第6号様式）により、助成しないことを決定したときは耐震化促進事業助成金不交付決定通知書（第7号様式）により、それぞれ申請者に通知しなければならない。

- 2 区長は、助成金の交付の決定に当たり、必要があると認めるときは条件を付すことができる。

(変更の申請等)

第14条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「被助成者」という。）は、助成金の交付決定後に、耐震改修工事等の内容を変更するときは、速やかに耐震化促進事業助成金変更申請書（第8号様式）を区長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、区長が軽微な変更であると認めた場合については、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、耐震改修工事助成金、耐震改修工事助成金（総合支援）または簡易補強工事助成金に係る被助成者は、前項による申請前に、工事内容の変更に関して、計画の認定等を受けなければならない。

(変更等の承認)

第15条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときはその内容を審査し、必要に

応じて現地調査等を行うこととし、耐震改修工事等の内容の変更を承認する場合には、耐震化促進事業助成金変更承認書（第9号様式）により、被助成者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第16条 被助成者は、第13条第1項の規定による助成金の交付決定後に、耐震改修工事等
の中止等を理由に交付申請を取り下げる場合は、速やかに耐震化促進事業助成金交付
申請取下届（第10号様式）を区長に提出しなければならない。

（計画の認定等）

第17条 実施設計助成金に係る被助成者（耐震診断と実施設計を同時に実施する被助成者
を含む。）、耐震改修工事助成金（総合支援）に係る被助成者、耐震改修工事助成
金、耐震改修工事助成金（総合支援）および簡易補強工事助成金の交付を受けようと
する者（以下この章において「認定申請者」という。）は、実施設計または補強計画
が完成した場合、計画の認定等を受けなければならない。

- 2 区長は、耐震診断、実施設計および補強計画（以下この章において「実施設計等」と
いう。）が適切に行われていないと認める場合には、実施設計等が適切に行われるよ
う認定申請者、第14条第2項の被助成者、実施設計の設計者、補強計画の設計者また
は工事施工者等（以下この章において「認定申請者等」という。）に指導するものと
する。
- 3 区長は、前項の指導を行った場合において、認定申請者等が指導に従わない場合は、
指導に従うよう勧告することができる。
- 4 区長は、前項の勧告を行ったにもかかわらず、認定申請者等が勧告に従わない場合
は、実施設計、耐震改修工事、耐震改修工事（総合支援）または簡易補強工事に係る
交付決定の一部または全部を取り消すことができる。
- 5 実施設計または補強計画の内容が、大規模の修繕および大規模の模様替えに該当する
場合にあつては、建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の交付を受けなければ
ならない。ただし、当該実施設計または補強計画について、耐震改修促進法第17条第
3項に規定する計画の認定を受けた建築物は、この限りでない。
- 6 前5項の規定は、第14条第2項の規定により、工事内容の変更に関して計画の認定等
を受ける場合について準用する。

（耐震計画評定）

第18条 区長は、木造評定建築物における実施設計等の内容が適切であるかを判断するた

めに、区長が別に定める練馬区耐震計画評定要領（平成19年5月15日19練都建第10498号）に基づき耐震計画評定を行うものとする。

- 2 認定申請者は、実施設計または補強計画が完成した場合、耐震計画評定申請書（第11号様式）に関係書類を添えて、区長に耐震計画評定の申請をすることができる。
- 3 第14条第2項の被助成者は、工事内容の変更に伴う実施設計または補強計画が完成した場合は、耐震計画評定申請書に関係書類を添えて、区長に耐震計画評定の申請をすることができる。
- 4 区長は、前2項の申請書を受理したときは、速やかに耐震計画評定を行うものとする。
- 5 区長は、前項の評定を行った結果、実施設計等が適切に行われていると認める場合には、第2項または第3項の規定により耐震計画評定の申請をした者（以下これらを「耐震計画評定申請者」という。）に対して耐震計画評定結果報告書（適合）（第12号様式）を交付しなければならない。
- 6 区長は、第4項の評定を行った結果、実施設計等が適切に行われていないと認める場合には、耐震計画評定申請者に対して耐震計画評定結果報告書（不適合）（第12号様式）を交付するとともに、実施設計等が適切に行われるよう耐震計画評定申請者、実施設計の設計者、補強計画の設計者または工事施工者等（以下この章において「耐震計画評定申請者等」という。）に対して指導するものとする。
- 7 区長は、前項の指導を行った場合において、耐震計画評定申請者等が指導に従わない場合は、指導に従うよう勧告をすることができる。
- 8 区長は、前項の勧告を行ったにもかかわらず、耐震計画評定申請者等が勧告に従わない場合は、実施設計、耐震改修工事、耐震改修工事（総合支援）または簡易補強工事に係る交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

（検査等）

第19条 区長は、この要綱に基づき行われる耐震改修工事または簡易補強工事の内容が適切であるかを判断するために、区長が別に定める練馬区耐震改修工事検査要領（平成19年6月1日19練都建第10499号）に基づき、検査または工事内容の確認（以下「検査等」という。）を実施する工程を指定し、中間検査および完了検査を行うものとする。

- 2 耐震改修工事助成金に係る被助成者または被承認者、耐震改修工事助成金（総合支援）に係る被助成者および簡易補強工事助成金に係る被助成者で検査等を受けようと

するもの（以下この章において「検査等受検者」という。）は、耐震改修工事または簡易補強工事が前項に規定する最初の工程に達する前に、耐震化促進事業工事検査等申請書（第13号様式）に関係書類を添えて、区長に検査等の申請をしなければならない。

- 3 前項に規定するもののほか、耐震改修工事助成金（総合支援）に係る被助成者で交付決定後に実施設計をした者は、耐震改修促進法第17条第3項に規定する計画の認定通知書、区長が耐震関係規定の適合性を判定する知識と能力を有すると認めた者による技術的評価の評価書（以下これらを「計画の認定通知書等」という。）または耐震計画評価結果報告書（適合）の写しを区長に提出しなければならない。
- 4 区長は、第2項の申請を受けた場合、速やかに検査等を行うものとする。
- 5 区長は、全ての検査等を行った結果、耐震改修工事または簡易補強工事が適切に行われていると認める場合には、検査等受検者に対して耐震化促進事業工事検査等結果報告書（適合）（第14号様式）を交付しなければならない。
- 6 区長は、第4項の検査等を行った結果、耐震改修工事または簡易補強工事が適切に行われていないと認める場合には、検査等受検者に対して耐震化促進事業工事検査等結果報告書（不適合）（第14号様式）を交付するとともに、耐震改修工事または簡易補強工事が適切に行われるよう検査等受検者、工事施工者または工事監理者に対して指導するものとする。
- 7 検査等受検者は、前項の報告書を受領した場合、耐震改修工事または簡易補強工事の内容が適切になるように変更し、耐震化促進事業工事検査等結果報告書（適合）を取得するまで検査等を受けなければならない。
- 8 区長は、第6項の指導を行った場合において、検査等受検者、工事施工者または工事監理者が指導に従わない場合は、指導に従うよう勧告することができる。
- 9 区長は、前項の勧告を行ったにもかかわらず、検査等受検者、工事施工者または工事監理者が勧告に従わない場合は、当該検査等受検者についての全体設計承認を取り消すことおよび耐震改修工事、耐震改修工事（総合支援）または簡易補強工事に係る交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

（完了実績の報告等）

第20条 被助成者は、第13条第1項の規定により交付決定を受けた耐震改修工事等が完了したときは、速やかに耐震化促進事業実績報告書（第15号様式）に耐震改修工事等に要した経費の支払を証する書類（第22条第2項に規定する請求および受領の委任をす

る場合にあつては、その受任した者（当該耐震改修工事等に係る一の契約を締結した者をいう。第22条第2項において「受任者」という。）が提出する耐震改修工事等に要した経費を証する書類）その他必要な書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、耐震診断助成金に係る被助成者は、耐震診断報告書を区長に提出しなければならない。
- 3 第1項に規定するもののほか、実施設計助成金に係る被助成者は、つぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。
 - (1) 計画の認定通知書等または耐震計画評定結果報告書（適合）の写し
 - (2) 実施設計助成金に係る被助成者で第17条第5項に規定する確認済証の交付を受けた者は、確認済証の写し
- 4 第1項に規定するもののほか、建替え設計助成金に係る被助成者は、建替え後の建築物の確認済証の写しを区長に提出しなければならない。
- 5 第1項に規定するもののほか、耐震改修工事助成金、耐震改修工事助成金（総合支援）および簡易補強工事助成金に係る被助成者は、つぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。
 - (1) 前条第5項に規定する耐震化促進事業工事検査等結果報告書（適合）の写し
 - (2) 耐震改修工事助成金（総合支援）に係る被助成者で交付決定後に実施設計をした者は、計画の認定通知書等または耐震計画評定結果報告書（適合）の写し
- 6 第1項に規定するもののほか、除却工事助成金に係る被助成者は、建物取毀証明書の写し、閉鎖登記事項証明書の写し等の除却を確認できる書類を区長に提出しなければならない。
- 7 第1項に規定するもののほか、建替え工事助成金に係る被助成者は、建替え後の建築物について、つぎに掲げる書類を区長に提出しなければならない。
 - (1) 確認済証および検査済証の写し（防災まちづくり事業実施地区内の場合は、東京都建築安全条例第7条の3第2項に規定する構造の建築物になっていることが分かる書類も含む。）
 - (2) 住宅の場合は、感震ブレーカーが設置されたことが確認できる書類または耐火建築物等に適合していることが確認できる書類の写し
- 8 耐震改修工事等がやむを得ず複数年度に渡る場合は、その経費に係る被助成者は、各年度の事業終了時ごと（事業完了年度は除く。）に実績報告を行わなければならない

い。

9 前項の規定による実績報告については、第1項の規定を準用する。ただし、耐震改修工事等に要した経費の支払を証する書類については、区長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(助成金の額の確定)

第21条 区長は、前条第1項に規定する耐震化促進事業完了実績報告書の提出を受けたときは、その内容についての審査、調査等を行い、その事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、耐震化促進事業助成金額確定通知書（第16号様式）により、被助成者に通知するものとする。

(助成金の交付請求等)

第22条 被助成者は、前条の規定による通知を受けたときは、区長に助成金の請求をすることができる。

2 前項の助成金全額の請求および受領を受任者に委任する場合、被助成者および受任者は耐震化促進事業助成金受領委任届（第17号様式）を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前2項の請求があったときは、助成金を交付するものとする。

4 被助成者（助成金の交付を受けた者を含む。以下この項において同じ。）は、耐震改修工事等の完了後に、消費税の申告により助成金に係る消費税仕入税額控除が確定した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。この場合において、区長が当該仕入税額控除に係る助成金の全部または一部の納付を命じたときは、被助成者は、これを納付しなければならない。

5 被助成者のうち、第20条第1項の規定により耐震改修工事等に要した経費を証する書類を提出した者は、耐震改修工事等に要した経費の支払後速やかに、当該支払を証する書類を区長に提出しなければならない。

第3章 雑則

(交付決定の取消し)

第23条 区長は、被助成者またはこの要綱による助成金の交付を受けて効用が増加した財産（以下「交付対象財産」という。）を相続した所有者がつぎのいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の一部または全部を取り消す場合は、耐震化促進事業助成金交付決定（一部）取消通知書（第18号様式）により被助成者または交付対象財産の所有者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第24条 区長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金の返還を命じたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金（100円未満を除く。）を加算し徴収する。ただし、区長が特に徴収の必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 区長は、第1項の規定により助成金の返還を命じられた者が、期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満を除く。）を加算し徴収する。ただし、区長が特に徴収の必要がないと認めたときは、この限りでない。

4 第2項および前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(財産処分の制限)

第25条 被助成者または交付対象財産の所有者は、助成事業完了後10年間は交付対象財産の形態を維持しなければならない（「助成事業完了」とは区から助成金が交付された時点をいい、「形態を維持し」とは取り壊しや廃棄を行わないことをいう。）。ただし、つぎに掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 交付対象財産の所有者が、財産処分承認申請書（第19号様式）を区長に申請し、区長が交付対象財産の全部または一部を取り壊し、または廃棄することがやむを得ないものと承認した場合

(2) 災害または自己の責に帰さない事由による火災等により、交付対象財産の使用ができなくなったと区長が認め、交付対象財産の所有者が、財産処分報告書（第20号様式）を区長に提出した場合。ただし、当該報告書において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合には、この限りでない。

- (3) 都市計画事業等を施行するために、当該事業を施行する者が事前に区と協議を行い、区長が交付対象財産の全部またはその一部を取り壊し、または廃棄することがやむを得ないと認める場合

(財産処分の承認)

第26条 区長は、前条第1号による申請があったときはその内容を審査し、承認することを決定したときは財産処分承認書（第21号様式）により、申請者に通知しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による承認に当たり必要な場合は、助成金の納付、納付期限、滞納金、助成金の納付後に財産処分を行うこと等の条件を付することができる。
- 3 区長は、前項の規定により助成金の納付を命じられた者が、期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満を除く。）を加算し徴収する。ただし、区長が特に徴収の必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 4 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。
- 5 区長は、交付対象財産の所有者が、第1項の承認を受けた後、当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、承認を取り消すものとする。

(適用の除外)

第27条 つぎに掲げる建築物は、助成金を交付しないものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条に基づく認可を受けた都市計画事業その他区長が指定する事業の区域内にある建築物。ただし、都市計画事業が地下部分のみであり、地上部分に影響がない場合は除く。
- (2) 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画区域内で、同法第12条の5第7項第2号の規定による壁面の位置の制限が地区整備計画に位置付けられ、耐震改修工事により住宅の外壁等が当該壁面の位置の制限を超える建築物
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める建築物

(身分証明書の発行および携帯)

第28条 区長は、この要綱に基づく業務の一部を委託する場合、当該業務に従事する者に対してその身分を示す証明書を発行するものとする。

- 2 前項の規定により業務に従事する者は、当該業務を行う際、前項で規定する証明書を携帯しなければならない。

(委任)

第29条 この要綱の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区耐震化促進事業助成要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により実施設計助成金の交付を受けた公共的施設の耐震改修工事助成金の取扱いについては、令和8年度に限り、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、旧要綱の規定により令和7年度中に全体設計承認を受けたものの取扱いについては、なお従前の例による。

4 この要綱の施行の際、旧要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

5 この要綱の施行の際、旧要綱に基づき住宅の実実施設計助成金の交付を受けた建築物は、令和8年度に限り、改正後の練馬区耐震化促進事業助成要綱別表4に規定する耐震改修工事助成金の助成限度額を、「130万円」とあるのは「148万円」と、「150万円」とあるのは「168万円」と、「200万円」とあるのは「218万円」と、「270万円」とあるのは「280万円」と読み替えるものとする。

別表1（第9条関係）特定緊急輸送道路沿道建築物の助成金の額

助成の区分	助成対象費用の限度額	助成率等	助成限度額
実施設計助成金	アからウまでを合算した額 ア 面積1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡ イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡ ウ 面積2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡	助成対象費用の10分の10	1,000万円
建替え設計助成金（耐震診断の結果Is値が0.3未満の特定緊急輸送道路沿道建築物に限る。）	アからウまでを合算した額 ア 面積1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡ イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡ ウ 面積2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡	助成対象費用の6分の5	1,000万円
耐震改修工事助成金、建替え工事助成金または除却工事助成金	ア 耐震診断の結果、Is値が0.3未満の特定緊急輸送道路沿道建築物（ア）から（ウ）のうち、いずれか低い額 （ア） 耐震改修工事、建替え工事または除却工事に要する費用に相当する額 （イ） 62,700円/㎡（マンションにあっては56,900円/㎡、住宅（マンションを除く。）にあっては39,900円/㎡）。ただし、耐震改修工事について、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、「62,700円」とあるのは、「93,300円」（マンションにあっては「56,900円」とあるのは、	アおよびイを合算した額または助成対象費用の10/10のうちいずれか低い額 ア 延べ面積が5,000㎡以内の部分 （ア） 助成対象費用が1億2,900万円以内の場合は、助成対象費用の10分の9 （イ） 助成対象費用が1億2,900万円を超える場合	上限なし

	<p>「86,400円」と読み替える。</p> <p>(ウ) 6億2,700万円(マンションにあつては5億6,900万円、住宅(マンションを除く。)にあつては3億9,900万円)</p> <p>イ ア以外の特定緊急輸送道路沿道建築物</p> <p>(ア)から(ウ)のうち、いずれか低い額</p> <p>(ア) 耐震改修工事、建替え工事または除却工事に要する費用に相当する額</p> <p>(イ) 57,000円/㎡(マンションにあつては51,700円/㎡、住宅(マンションを除く。)にあつては39,900円/㎡)。ただし、耐震改修工事について、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、「57,000円」とあるのは、「93,300円」(マンションにあつては「51,700円」とあるのは、「86,400円」と読み替える。</p> <p>(ウ) 5億7,000万円(マンションにあつては5億1,700万円、住宅(マンションを除く。)にあつては3億9,900万円)</p>	<p>は、助成対象費用の30分の17に4,300万円を加えた額</p> <p>イ 延べ面積が5,000㎡を超える部分 助成対象費用の20分の13</p>
--	--	--

備考

- 1 助成金の額は、助成対象費用に助成率を乗じた額と助成限度額を比べ、いずれか低い額とする。
- 2 助成対象費用の算定に当たっては、既存建築物（建築基準法令に適合する部分に限る。）の延べ面積を用いるものとする。

別表2（第9条関係）特定緊急輸送道路沿道建築物の助成金の加算額

助成の区分	加算の基礎となる額	加算額
耐震改修工事助成金、建替え工事助成金および除却工事助成金	耐震改修、建替え工事および除却工事に要する費用(実際の工事費)の面積当たりの単価と85,500円(マンションにあつては面積当たりの単価77,550円、住宅(マンションを除く。)にあつては59,850円)を比較して低い額から62,700円(マンションにあつては56,900円、住宅(マンションを除く。)にあつては39,900円)を引いた額を面積当たりの単価とし、当該面積当たりの単価に面積を乗じた額。ただし、別表3の耐震改修工事、建替え工事および除却工事に要する費用の助成対象費用と合わせて8億5,500万円以内(マンションにあつては7億7,550万円以内、住宅(マンションを除く。)にあつては5億9,850万円以内)とする。	加算の基礎となる額の30分の17に2,000円を加えた額。ただし、5,000㎡を超える部分については、加算の基礎となる額の60分の23の額

備考 免震工法等を含む特殊な工法により面積単価当たりの単価に93,300円/㎡(マンションにあつては86,400円/㎡)を採用した場合または耐震改修に要する費用、建替え工事に要する費用または除却工事(それぞれ実際の工事費)の面積当たりの単価が62,700円/㎡(マンションにあつては56,900円/㎡、住宅(マンションを除く。)にあつては39,900円/㎡)に満たない場合は、この表による加算をすることができない。

別表3（第9条関係）一般緊急輸送道路沿道建築物の助成金の額

助成の区分	助成対象費用の限度額	助成率等	助成限度額
耐震診断助成金	<p>アからウまでを合算した額。ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、当該費用に対し2,350,000円を限度として加算することができる。</p> <p>ア 床面積1,000㎡以内の部分は4,580円/㎡</p> <p>イ 床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は2,350円/㎡</p> <p>ウ 床面積2,000㎡を超える部分は1,570円/㎡</p>	助成対象費用の10分の9	上限なし
実施設計助成金	<p>アからウまでを合算した額</p> <p>ア 床面積1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡</p> <p>イ 床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡</p> <p>ウ 床面積2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡</p>	助成対象費用の6分の5	1,000万円
耐震改修工事助成金、除却工事助成金または建替え工事助成金	<p>アからウまでのうち、いずれか低い額</p> <p>ア 耐震改修工事、建替え工事または除却工事に要する費用に相当する額</p> <p>イ 57,000円/㎡(マンションにあっては51,700円/㎡、住宅(マンションを除く。)にあっては39,900円/㎡)。ただし、耐震改修工事については、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、</p>	<p>アおよびイを合算した額</p> <p>ア 延べ面積が5,000㎡以内の部分は、助成対象費用の6分の5</p> <p>イ 延べ面積が5,000㎡を超える部分は、助成対象費用の6分の1</p>	6,000万円

	<p>「57,000円」を「93,300円」(マンションにあつては「51,700円」を「86,400円」と読み替える。</p> <p>ウ 5億7,000万円(マンションにあつては5億1,700万円、住宅(マンションを除く。)にあつては3億9,900万円)</p>		
--	---	--	--

備考

- 1 助成金の額は、助成対象費用に助成率等を乗じた額と助成限度額を比べ、いずれか低い額とする。
- 2 助成対象費用の算定に当たっては、既存建築物(建築基準法令に適合する部分に限る。)の延べ面積を用いるものとする。

別表4（第9条関係） 民間建築物の助成金の額

助成の区分	助成対象建築物	助成対象費用の限度額	助成率等	助成限度額
耐震診断 助成金	木造住宅(A区分) 木造住宅(B区分) 木造住宅(C区分) 【備考3】	/	助成対象費用の 4分の3	12万円
	木造住宅(D区分) 木造住宅(E区分) 【備考3】		助成対象費用の 10分の10	20万円
	非木造住宅		助成対象費用の 4分の3	100万円
分譲マンション		アからウまでを合算した額 ただし、設計図書の復元、 第三者機関の判定等の通常の 耐震診断に要する費用以外の 費用を要する場合は、当該費 用に対し2,350,000円を限度 として加算することができる。 ア 面積1,000㎡以内の部 分は4,580円/㎡ イ 面積1,000㎡を超えて 2,000㎡以内の部分 は2,350円/㎡ ウ 面積2,000㎡を超える 部分は1,570円/㎡	アまたはイの額 ア 助成対象費 用が180万円 以内の場 合は、助成対象 費用の6分の 5 イ 助成対象費 用が180万円 を超える場 合は、助成対象 費用の4分の 3に15万円を 加えた額	800万円
			災害時医療機関等	助成対象費用の 10分の9
特定建築物		アからウまでを合算した額 ア 面積1,000㎡以内の部 分は4,580円/㎡ イ 面積1,000㎡を超えて	助成対象費用の 3分の2	150万円

	その他建築物	2,000㎡以内の部分は 2,350円/㎡ ウ 面積2,000㎡を超える 部分は1,570円/㎡	助成対象費用の 3分の2	100万円
実施設計 助成金	住宅(A区分)	/	助成対象費用の	22万円
	住宅(B区分)		4分の3	
	住宅(C区分)			
	【備考3】			
	住宅(D区分)		助成対象費用の	30万円
	住宅(E区分)		4分の3	
	【備考3】			
	分譲マンション	2,000円/㎡	助成対象費用の	200万円
			6分の5	
	災害時医療機関等	アからウまでを合算した額 ア 面積1,000㎡以内の部 分は5,000円/㎡ イ 面積1,000㎡を超えて 2,000㎡以内の部分は 3,500円/㎡ ウ 面積2,000㎡を超える 部分は2,000円/㎡	助成対象費用の	1,000万円
			6分の5	
	特定建築物	アからウまでを合算した額 ア 面積1,000㎡以内の部 分は2,100円/㎡ イ 面積1,000㎡を超えて 2,000㎡以内の部分は 1,570円/㎡ ウ 面積2,000㎡を超える 部分は1,050円/㎡	助成対象費用の	200万円
			3分の2	
耐震改修工事 助成金	住宅(A区分)	/	助成対象費用の	130万円
	【備考3】		4分の3	

	住宅(B区分) 【備考3】		助成対象費用の	150万円	
	住宅(C区分) 【備考3】		4分の3		
	住宅(D区分) 住宅(E区分) 【備考3】		助成対象費用の	200万円	
			4分の3		
	分譲マンション		アまたはイの額	助成対象費用の	270万円
			ア イ以外の建築物	4分の3	
災害時医療機関等	アまたはイの額 ア イ以外の建築物 57,000円/㎡(マンションにあつては51,700円/㎡)。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、「57,000円」とあるのは、「93,300円」(マンションにあつては、「51,700円」とあるのは、「86,400円」と読み替える。 イ 延べ面積1,000㎡未満の分譲マンション 39,900円/㎡	助成対象費用の	3,000万円		
		3分の2			
		助成対象費用の	6,000万円		
	特定建築物		3分の2		
		助成対象費用の	1,000万円		
		6分の1			
耐震改修工事 助成金 (総合支援)	住宅(A区分) 【備考3】		助成対象費用の	170万円	
	住宅(B区分) 【備考3】		4分の3		
	住宅(C区分) 【備考3】		助成対象費用の	190万円	
	住宅(D区分) 住宅(E区分) 【備考3】		4分の3		
			助成対象費用の	240万円	
		4分の3			
		助成対象費用の	310万円		
		4分の3			

除却工事 助成金	住宅(D区分) 【備考3】	28,500円/㎡	助成対象費用の	150万円	
	住宅(E区分) 【備考3】		4分の3		
	住宅(E区分) 【備考3】	57,000円/㎡(マンションに あつては51,700円/㎡、延べ 面積1,000㎡未満の分譲マン ションにあつては39,900円/ ㎡)	助成対象費用の	200万円	
	分譲マンション		4分の3		
	災害時医療機関等		3分の2	3,000万円	
特定建築物	助成対象費用の	6,000万円	3分の2		
助成対象費用の	1,000万円	6分の1			
建替え工事 助成金	住宅(D区分) 【備考3】	57,000円/㎡	助成対象費用の	225万円	
	住宅(E区分) 【備考3】		4分の3		
	住宅(C区分かつ D区分) 【備考3】		助成対象費 用の4分の3	275万円	290万円
	災害時医療機関等		助成対象費用の	6,000万円	3分の2
簡易補強工事 助成金	住宅		助成対象費用の	50万円	
			3分の2		

備考

- 1 助成金の額は、助成対象費用に助成率を乗じた額または助成限度額のうち、いずれか低い額とする。
- 2 助成対象費用の算定に当たっては、既存建築物（建築基準法令に適合する部分に限る。）の延べ面積を用いるものとする。
- 3 住宅における各区分は、つぎの各号に掲げるものとする。
 - (1) 住宅（A区分）とは、次号から第5号までに掲げるいずれにも該当しない住宅をいう。
 - (2) 住宅（B区分）とは、つぎに掲げる要件のうち、いずれかに該当するものをい

う。ただし、次号および第4号に該当する住宅を除く。

ア 当該住宅に所有者が居住しており、かつ、所有者を含む世帯全員が住民税非課税である戸建住宅

イ 第5条第1項4号アに該当する地域輸送道路沿道建築物

(3) 住宅（C区分）とは、障害者等居住住宅をいう。

(4) 住宅（D区分）とは、防災まちづくり事業実施地区の区域内に存する建築物で第5条第1項4号アに該当する住宅をいう。

(5) 住宅（E区分）とは、前号に該当する住宅のうち、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第3項に規定する空家等活用促進区域内に存する建築物で第5条第1項4号アに該当する住宅をいう。